

第4回京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会 開催結果概要

(※ 項目別の主な意見要旨)

1 日時・場所

令和6年1月26日(金) 午前10時～12時30分／京都府立京都学・歴彩館小ホール

2 出席者

(1) 委員

阿部委員、石塚委員、久保井委員、黒川委員、桑村委員、小林委員、柴田委員、
諏訪委員、谷口委員、中川委員、平井委員、藤岡委員、溝川委員、三井委員、
森田委員、山本委員

(2) 京都府

京都府文化生活部長、安心・安全まちづくり推進課長 他関係課

3 議事の概要等

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」の最終案について

第1章 計画改定の基本的な考え方

＜再犯率の考え方について＞

- 犯罪認知件数が減っていることから、再犯者率は高くなるが、全国の状況として、出所2年以内の再犯率は令和4年、5年と下がっており、再犯防止に関わっている立場からも実感しているため、2年以内の再犯率についても、追記していただきたい。また、保護司も人材不足が言われており、再犯率が上がっているデータが先行すると、人材の確保が難しくなるため、この2つの側面をどう表現するのかを考えていただきたい。

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

＜時代の進展について＞

- 私人逮捕系Y o u T u b e rの問題があるが、警察としてはどのようにとらえているか。課題があるのであれば、この計画に一行加えてもいいのではないかと。
- 最近のA IやY o u T u b e rなど、S N Sの諸問題は大きな課題であるが、今のところ、対策が追いついていない。この問題は国際的にもまだ解決していない段階なので、その動向を見ながら、状況に応じて見直していく必要がある。

＜再犯防止、犯罪被害者支援と府民協働防犯ステーションの取組について＞

- 警察と府との連携の中で、京都では非常に先進的な取組として、交番を核とした府民協働防犯ステーションがあるが、現状、再犯防止や被害者支援に関しての取組はほとんど行われていない。本計画は5年の計画であり、府民協働防犯ステーションについては、交番の強化が1つの大きな柱として挙げられていることから、府民協働防犯ステーションの活動において、再犯防止や犯罪被害者支援の活動ができないか検討し

実験的な取り組みを行っていただきたい。

＜犯罪や非行をした人と地域との関わりについて＞

- 地域社会には、さまざまな活動あり、多様な人々が経験や個性を活かして活躍できる場がある。所謂「やんちゃ」していた人を地域で受け入れる場もあった。しかし、現在の犯罪の種類を見ると、再犯防止の取り組みを従来の手法だけでは地域で実践することは容易ではない。犯罪の種類が変わってきたことを含め、犯罪や非行をした人と地域社会との関わりをどのようにつくっていくのか、この5年間の1つの課題として検討していく必要がある。
- 各地域を回りながら、小地域福祉活動を推進している。福祉的な面でいつも気をつけていることは排除しないことであり、社会福祉協議会、市、関係機関とも協力しながら地域の困り事などを解決していくことが重要である。また、啓発することで、安心してもらい、理解を深めながら地道にやっていくことが大事である。
- 防災では、防災グッズを配るので結構人が来る。防災も防犯も同じなので、枠を超え、地域共同体の問題ということで架け橋になるような人集めの仕方を工夫すれば良いのではないかと。防災はどこへ逃げるのか、どう対応するのかがはっきりしていてわかりやすい。防犯もはっきりとメッセージを伝えていく必要がある。
- 防災は共有されるが、防犯はなかなか共有されない。防犯の共有化という点で、もう少し工夫が必要ではないか。
- どの地域も防犯は警察が中心になって行われているが、それ以外に広がらないことが難しいところである。あらゆる知恵、あらゆる場を通じて対応しないと社会現象の変容についていけないため、その都度、対応していくことにならざるを得ないだろう。やはり、最後は人間関係をどのように豊かにするかという話になり、そういった視点からも考えていく必要がある。

＜次世代への継承について＞

- 現在ボランティア活動は、高齢化、固定化してきており、減少傾向にある。府民協働防犯ステーションをどう活性化していくのか、地域の宝でもある見守り活動へ参加されている人たちやこの組織をどう次世代につないでいくのか、5年の計画期間でボランティア活動の見直しと新たな取り組みが求められる。ボランティア活動を継承・充実するために、府民協働防犯ステーションの核となる交番の強化が柱になっていることは心強い。強化の方向性として、今後、防犯をテーマとした地域づくりを支援するために、どんな人材、どんな機能が交番に必要なのか、検討と新たな試みが求められる。その際、防犯の専門性を有する警察と多様な視点で地域づくりに取り組む京都府との協働がますます重要になってくると思う。

＜ボランティアの高齢化について＞

- 再犯防止にしても犯罪被害者を救済するにしても、それを出さないための防犯活動ということをついつも考えているが、やはりボランティアの高齢化が一番課題である。

<今後の活動について>

- 今後学生ボランティアの場でも、生活の場でもこの計画を活用していきたい。

第3章 再犯防止施策の推進

<政策の基盤について>

- 孤独・孤立対策推進法の施行に伴い、先行的に様々なプロジェクトが動いているが、それを参考にしながら京都府や各市町村の段階で推進していくことが必要である。単独の施策ではなく、総合的施策課題として位置付けていかなければならない。

<非行少年の問題について>

- 非行少年の問題では、どのようにコミュニティを造り充実するのか、例えば居場所づくり、相談、アウトリーチをどのように行うかなどは地域によって異なる。孤独・孤立と言っても、孤独のとらえ方は異なる。どのようにアウトリーチするのか、どのような形で相談やサポートが必要であるかを認識してもらうかも課題である。

<地域との連携について>

- 市民の方々が理解して初めて再犯が防げ、被害者が減っていくことに繋がる。アウトリーチの問題では、嫌がる方もいるので、どのような場で行っていくのかを考えなければならない。地域で行うのであれば、市民一人一人の力を合わせれば、地域で受け入れて一緒に生活ができるという点で、地域の方々を巻き込みながら行うのが、福祉的な面では大事である。

<低年齢の子どもへの情報モラル教育について>

- 非行少年等への支援について、情報モラル教育やSNS等に係るインターネットリテラシーの向上等の記載があるが、情報モラル教育やインターネットリテラシー教育に特化している京都府警察ネット安心アドバイザーは、来年度から更に低学年の小学1、2年生を対象に授業をすることになっているため、そのような記載も入れていただきたい。

<コミュニティについて>

- 教育については、従来通り、学校に派遣すればよいという程度では駄目で、どのように家庭に周知徹底できるかというところまで踏み込む必要があり、最小単位のコミュニティが課題になっている。
- また、加害者、被害者を問わず、孤独・孤立の問題は、基盤がしっかりしていないと、専門家に任せたり、ボランティアに任せたりということになるため、近所や家族がどうしているのか、そういうところにもう一度、目を向けることが必要である。

<被害者等の心情を踏まえた処遇について>

- 法制審議会において、「リストラティブ・ジャスティス」という被害者と加害者の対話によって、和解をしていく回復的手法というアプローチがあり、それをもう少し積

極的に取り入れ、被害者に加害側だった人が真面目にやっている様子を見てもらうところまで行くべきかという話があった。ただ、それをどの事件でやればいいのかの判断が難しく、一律の基準はつくれないので、情報提供から出発しようということになっている。服役状況や釈放については、被害者の方等にお話をするとところまでできおり、要望があれば、それを伝えるという登録型になっている。更生保護に被害者の視点をもって取り組むということに関しては、京都には先行例があり、御家族が被害に遭われたが、非行した子供たちの回復に頑張っておられる方がいる。そういう例があるということはとてもよいことであり、公の方が押し付けということではなく、見守り型でサポートすることを、府で考えていただきたい。

＜他の自治体との連携について＞

- 様々な活動の情報提供など、職員も含めて一緒にやっていく努力をし、連携を強化することが望ましいのではないかと。再犯防止の研修会では市にも参加いただき、発表者になるなど、先行例もあるので、より充実した形でできればと考えている。
- 奈良では、社会復帰のための農場のようなものを作って事業をするソーシャルファームのような所があり、また滋賀はコミュニティに関する動きが活発である。奈良と滋賀との連携など、再犯防止はいろいろなシステムができ上がっているの、広域的に連携してはどうか。
- 全国的にも参考になるような試みをやっている自治体もあるので参考にしてもらいたい。また、亀岡市のセーフコミュニティは以前からできているが、いろいろな知恵を学ぶところもある。ただ、問題は府民・市民の方にどういう形で調整するのが大きな課題である。

＜保護司の担い手について＞

- 保護司については、少しずつ、定年を伸ばしているが、若い方のなり手がなくなると日本の農業の将来と基本的には同じになる。前科前歴のある方が保護司に採用されているが、1度の失敗がずっと残るのではなく、その失敗から立ち直ったというベクトルを縦に生かし、失敗を次の出発への契機にするという考え方がある。子供たちへの指導など、そういう分野にもいろんな経験を持っている方をお願いをしていくことを府と市で協力しながらやっていくのが良いと思う。

＜入口支援と出口支援について＞

- 入口支援の場合、検察庁で30分から1時間、被疑者の人達と話して、社会復帰の方向性を聴取するが、ワンチャンスしかない。この時に響く言葉が「もっと前に会いたかった」という言葉である。出口支援の場合、性犯罪の方たちは時間がかかるが、終結の時には更生プログラム等いろいろな関わりの中で変化を掴み、自分は何をしていたのかと頭の中が変わる。変化というものを数値化するのは難しいが、現場の人たちには相談というものを少しでも信じてもらえたらと思う。
- 入口支援では、微罪処分者やその家族も対象に入っており、一歩前に進んだ取組になっていると評価している。出口支援では、矯正施設と保護観察所を中心とした関係

機関の連携が非常に重要である。課題としては、出所すると、支援が途切れてしまうため、特別調整のように在所中から出口支援の調整ができると非常に有効ではないかと考える。

- 刑務所改革の中でも出所段階以前にどれだけ教育できるのかが大きな課題になっている。特別調整だけではなく、一般的に出所間近な人への教育を充実させるかが法務省の課題であると考ええる。
- 入口論では、特に警察段階で負担が増える側面が出てくるが、全国の警察に先んじて京都が福祉的な側面を勘案しながら、予防活動の一環としてそういう意識を持っていただきたい。制度を待つまでもなく、第一線の人がそういう姿勢になると、加害者、被害者に対して対応が変わってくることになる。

＜問題解決のための方法について＞

- 京アニ事件の判決があったが、時間をかけて裁判をしたことで知ることができたことがたくさんある。これまでは被害者の方については、亡くなった方の名前は全部報道されていたが、ご遺族の方等が勝手に名前を流さないように言われ、賛否両論あったが、そのような慣行ができた。悲劇的なことであるが犯罪の中で起こったことを解決していこうと考えるプロセスが、様々な問題解決のための方法をつくり出していく創造性みたいなものをこの再犯防止の分野では頭に入れていただきたい。
- 今回判決にはいろいろ教訓があるが、被害者や関係者の個人情報の開示の問題などまだ流動的である。事実が先行しており、徐々に一般の方に受け入れてもらえるような状況を待っているのかもしれないが、そのようなことを含めて十分見守っていく必要がある。
- 再犯防止施策の中には、多種多様な関係機関が連携することも盛り込まれている。「入口・出口」における支援では、微罪処分という非常にこの制度から漏れる可能性が高い人をカバーできるような連携が盛り込まれており、評価できる。
- 5カ年の計画でこれから評価など、具体的に進んでいくのではないかとと思っている。どこかのタイミングで横串が刺せるのであれば、より広がりが出て、もっと良くなるのではないかと感じている。
- 再犯された方たちは、地域の中に馴染めないということを言われることがある。行くところがなく、住むところもないため、最終的には刑務所に戻りたいという声も多々聞いている。再犯させず、社会復帰をさせていくためには、この計画（最終案）に書かれている安定した就労や地域社会における定住先の確保の施策等がこれから大いに役立っていくと思われるので、今後活用させていただきたい。

＜更生保護団体について＞

- 更生保護団体には、多数の女性会、レディース会、協力雇用主、更生保護協会、更生保護施設等がある。例えば、BBS会は括弧して非行防止活動を行う青年ボランティア団体との記載があるが、更生保護女性会や更生保護協会など、わからない方もいると思われるので、少し説明を加えていただきたい。
- 保護司等民間協力者への顕彰では、保護司だけではなく、女性会やBBS会とかで

活動されている方もおられるため、広く入れていただければと思う。

<保護司の人材確保について>

- 人材の確保では京都府職員に対して、保護司会連合会が主催する保護司セミナーへの参加を促進する旨の記載があり、非常にありがたい。保護司になるには退職されてからでなく、現職でも可能であり、他の自治体では現職の職員の方でも保護司をされている。そういう方にどんどん手を挙げていただき、保護司になっていただければと思う。

第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

<犯罪被害を受けた人等への配慮及び情報提供への取組について>

- 犯罪被害を受けた人等への配慮及び情報提供への取組という目標があるが、主な施策の中にはこの項目に該当する施策が掲載されていない。国の犯罪被害者等基本計画の中に支援体制の整備があり、その中に情報提供という項目がある。京都府の犯罪被害者等支援条例第10条にも相談及び情報の提供等がある。国はこの相談及び情報提供についての方法を挙げて具体的に市町村や都道府県を含めた地方自治体にも求めている、計画の中にも具体的施策が必要であると考ええる。

<個人情報問題について>

- 国の政策として被害者の意見を現場にも反映する方向になっており、情報提供等、意見を聞くシステムは国で制度が整っている。地方公共団体では、個人情報保護の観点から個別的な情報提供はできないが、一般的な啓発的等の情報提供はできると思う。すでに保護観察の被害者担当では研修を始めており、各刑事施設等ではそのような体制を整えている。
- 特に被害者の個人情報はまだまだ解決しなければいけない課題がある。裁判に関して、京アニ事件の判決でも被害者の方が匿名になっているが、この問題をどう考えるかは法曹界の課題であるが、被害者の個人情報をどのように扱ったらいいのか、プライバシーをどのように整理すればいいのかは今後の課題として残っている。

<支援調整会議について>

- 新設された支援調整会議の記載について、「計画を策定します。」で記載が終わっているが、実際にはその計画に基づき、ワンストップ支援を行うことが重要なので、補足していただきたい。
- 支援調整会議が開かれ、新しい制度を活用することは職員のためにも大きな広がりとなる。今後も支援調整会議をどんどん活用していただきたい。

<人材の確保及び育成について>

- 何のために新たな人材を確保するのかが明確でない。国との整合性を考えれば、専門的スキルを持つ人材確保の項目は、「京都府の総合的窓口において生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者等支援における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理

士、臨床心理士等専門的スキルを持つ人材の新たな確保に努める」というように全体的に国や京都府の条例との整合を考えて表現するのがよい。

- 計画的な支援員の養成の項目では、民間支援団体には相談員と支援員等が活動しておられ、支援員だけではないため、「相談員及び支援員等」と記載していただきたい。「等」というのは、相談員でもない支援員でもないボランティアの方もおられるので、そのような方々の人材育成も含めて行う必要がある。
- 「回復」という文言は元に戻るというイメージに捉えてしまうので、被害者側から見たときに本当に「回復」という記載でよいのかもう一度この検討委員会で確認しておきたい。精神的被害の回復への取組強化との記載があるが、例えば精神的被害の支援への取組強化など、回復という言葉に対して抵抗感がある人もいるため、支援という言葉にしてもいいのかなと思う。
- 国の計画や京都府の条例も「回復」という文言を使っており、国はともかく、京都府の条例に関しても「回復」の表現が良いのかどうか議論せねばならないと考える。
- 「回復」という言葉の取りようであるが、行政としてはどこまで支援するのかという話になる。その難しさがこの言葉の中に含まれており、ここでは客観的に他人が見て（医者等専門家の判断など）、それを基準にするのが一つの区切りであるが、支援する家族・取り巻く周辺の方々・民間諸団体の支援は継続するのであり、本人が治った・もう大丈夫だということまで支援するというわけではないか。
- 回復は治療であり、医療でよく使われる表現だと思うが、福祉では和らげるという意味で、ゆったりと平穏な生活を営むということにかかっているのではないか。
- 以前、議論をした時、回復は元に戻ればいいということではなく、その人がその人らしく生きていくためにどういうサポートが必要なのかを考えると、損したものを戻すだけではその人らしく生きることができないという意見が出た。回復支援だということは、名目的には使うとして、その人らしく、生きていけるようになることが支援ということである。

<家族等に対する支援について>

- 家族等の支援の充実では犯罪に特化した形での家族の支援になっている。例えば、子育て支援など親が犯罪に巻き込まれて、まだ小さな子供がいた場合、そういう子供の支援とか、子供にどのように告知するのかなど、文言だけでも入れておいた方がよいのではないか。

<研修内容について>

- 再犯防止では改善更生に新しい情報提供の制度もでき、刑事手続の初めから保護観察時も犯罪被害者はいろいろな情報提供を受けることが広がっているため、関わる方が増えてきている。例えば保護司や社会福祉士など、犯罪被害者に関わる機会が増えるため、再犯防止や防犯まちづくり分野でも総論として犯罪被害者のことを研修に入れていただく、また、犯罪被害者の分野でも、再犯防止や防犯まちづくりのことを研修に入れていただき、相互に研修内容を今後5ヵ年で検討していただければと思う。

＜自殺ストップセンターについて＞

- メールでもSNSでも死にたいという言葉が出てきている。そのしんどさが死にたいという表現で、思いが行為になる。行為を見ているが、行為から思いを察するので、ここがとても大事だと思っている。小学生の自殺が出てきたことも、これは本当に地域で考えていかなければいけない。

＜府民への周知について＞

- 府民に本計画をどのように周知するのかは、わかりやすいリーフレットみたいなものがあればよい。若者であればネットがいいと思うので、うまくネットや紙媒体を使いながら府民に周知できればよいのではないかな。
- この計画を府民の方にわかっていただくことが必要だと感じている。外国人の方にもわかりやすいことが計画に盛り込まれているが、紙面においても、そういう工夫があればよいと感じている。

＜目標の設定について＞

- 国では犯罪対策の5ヵ年計画ができてから、内閣が総合的にやるようになり、横に染み出すようになっている。次の課題は、人的にも資源があって制度化もできているため、形としては行政評価の中で到達目標を数値化してやっていくということ。見えるものでないと若い方はなかなか集まってくれないので、見える目標を出すというのが行政施策のアクションプランの1つのポイントだと思う。

＜市町村の役割について＞

- 一番住民の方と近い位置にある市町村で、しっかりアンテナを張るべきと考えている。家庭事情等様々な生きづらさを抱えているような相談が多々あるが、学校の部分であれば学校を通じて教育委員会が情報を集めることもあるため、役場内でも市役所内でも連携をとることが大事である。

＜被害児童への支援について＞

- 自画撮り被害では犯罪の把握が被害者本人からではなく、親や友達等周りからあり、被害者本人はグルーミングという形で洗脳に近い状態になっており、被害に気づいていない場合がある。そういった子供の被害に対して今後どのような支援ができるのかを考えていただきたい。
- サイバー犯罪は、今日通用していたことが明日通用しないというのが当たり前になるので、そういったところを含めて今後考えていければよい。

第5章 計画の推進

＜計画の推進について＞

- 計画の推進の2の施策の実施では、特に後段を見る限り、国の基本計画とほとんど同じ構成になっている。検討委員会の設置要領では、社会の変化に伴う新たな課題への対応等、所要の見直しを検討するにあたり、外部有識者等の意見を聴取するために

この検討委員会を設置するとの記載がある。この観点はこの施策の実施の「外部委員と担当行政間で評価し、」の部分にひと工夫して入れていただき、実際に運営していただきたい。

- 施策の実施では、施策展開の基本に基づき着実に推進するとの記載があるが、行政評価とは別に外部の意見を聞くことができる制度を設ける必要があると思う。行政計画、行政評価する以前の段階でそういう会を開いて検討してもらい、単に批判する場ではなく流動的な社会に対応した官民一体で協働し、相互に激励しあう場となるシステムとして設置すべきである。その際には例えば、AI の進展など時代に応じた構成メンバーで最新の動きを適格に反映できる組織にすべきだと思う。